

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年12月9日(水)午前10時00分から午前10時15分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 19人
会 長 1番 吉田 幸夫 委員
会長代理 5番 田邊 洋樹 委員
会長代理 21番 白神 勇 委員
委 員
2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員
7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員
11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朝 委員
14番 平井 正敏 委員 16番 藤原 安信 委員 18番 片岡 泰助 委員
19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員
23番 難波 朋裕 委員
- 4 欠席委員 3人
6番 武本 章吾 委員 15番 中西 公仁 委員 17番 矢野 秀典 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員
なし
- 6 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
- 7 職務のため会議に出席した職員の職氏名
事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 塩見 雅子
事務局主幹 日下部 啓司 事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子
- 8 説明のために会議に出席した者の氏名
なし

(開会 午前10時00分)

事務局
佐々木次長

定刻となりましたので、ただいまから12月の総会を始めたいと思います。
総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

吉田会長
(以下「議長」)

ただ今から、令和2年12月の総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名です。
在任する委員22名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。
皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。
それでは、これより議事に入ります。

まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

それでは、議席番号13番 難波 明朗 委員と、議席番号14番 平井 正敏 委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の塩見主幹と、小山主任を指名いたします。
以上で議事日程第1を終わります。

続きまして、議案審議に入ります。
総会議案の1頁をお開きください。

議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
小山主任

【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】

小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて11件の申請がありました。
権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。
それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から11番について調査票をもとに説明】

ご覧いただいておりますとおり、特に問題となる案件はありませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

議 長

ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の11件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号の11件を、許可と決定いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
中村主幹

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に2件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

1番についてですが、申請人が農地の一部を駐車場や資材置場として利用しており、是正をする必要があるため、前回保留になっていました。

この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、現地を確認したところ、現在は車両や資材などは撤去されており、農地として利用できる状態になっているため、許可意見とのことでした。

その他の1件につきましては、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました2件については、2件とも許可意見とのことでした。

許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可のご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件は、許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員
議長

【異議なしの声】

異議なしということでございますので、議案第2号の2件は許可と決定します。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
中村主幹

【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から7頁にかけて13件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました13件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた13件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この13件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明がありました、農地法第5条の規定による許可申請の13件については、全件許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員
議長

【異議なしの声】

異議なしということでございますので、議案第3号の13件を許可と決定します。

続きまして、8頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

事務局
塩見主幹

【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】

塩見でございます。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から18頁にかけて51件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が26件、使用貸借が25件です。

また、利用期間の更新は13件で、更新切れを含む新規は38件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構仲介分を含め、農地所有適格法人によるものが21件、その他は個人です。

借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保さ

れ、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、51件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

議長

【異議なしの声】

各委員

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

議長

審議案件は以上です。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

【報告第1号から第4号について報告・説明】

事務局
成田主幹

19頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、19頁から29頁にかけて29件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に30頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、30頁に4件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に31頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、31頁から37頁にかけて34件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に38頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが38頁に4件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

<p>議 長</p>	<p>報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p> <p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p> <p>【質問なしの声】</p>
<p>各委員 議 長</p>	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>ありがとうございました。 以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。</p> <p>【事務局から連絡事項を伝える】</p>
<p>佐々木次長</p>	<p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(次回総会の日程案内)</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は1月13日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時15分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年12月9日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員